

# 教員の資質低下の实在

1200533 山内 裕紀也

高知工科大学 経済・マネジメント学群

## はじめに

教員の不祥事が発生するたびに、「教員の資質低下」などといった、教員批判のワードがマスメディアによって発信される。特に、昨年発生した教員同士のいじめ問題ではとくに顕著で、連日競い合うかのようにマスメディアを通じて発信されていた。文部科学省でも「教員の中には、子どもに関する理解が不足していたり、教職に対する情熱や使命感が低下している者が少なからずいることが指摘されている。また、いわゆる指導力不足教員は年々増加傾向にあり、一部の教員による不祥事も依然として後を絶たない状況にある」(文部科学省 2 教員をめぐる現状) としている。

しかし、私はこの一部の教員の不祥事によって、「教育界全体の教員の資質が低下している」と誤解されているのではないかと感じる。さらに、山田 (2013) によると、これまでの教員に対する政府の政策や教員養成制度の改革も教員に対する不信や批判、特に「教員の資質低下」を前提として実施されてきたが、それらは恣意的に用いられ、客観的資料によって十分に検証されていないというのだ。

そこで私は「教員の資質の低下」とはそもそも实在するのかと疑問を抱いた。そしてそれを知るためにはまず「教員の質」とはどのように定義されているのか、さらに、教員の現状や「教員の資質低下」と批判されている所以や根拠を知る必要がある。

それゆえで本稿では、「教員の資質低下」という抽象的な概念について、教員を取り巻く環境・人々にスポットを当てながら、「教員の資質低下」が実際に起こっているのか、また今後教員や機関はどうしていきべきなのかを考察することを目的とする。

以下、第 1 章「教員の現状について」において、現在の教員はどのような状況に立たされ、どのような資質能力・要素が必要になっているのか文部科学省の見解から確認していく。

第 2 章「教員の資質低下」では、第 1 節で資質の定義と次節以降のように「教員の資質の低下」を検証していくか確認を行い、第 2 節から第 5 節で先行研究を基にしながら、「教員の資質低下」は

实在するのか解明していく。

第 3 章「今後の課題」では、まず「教員の資質低下の实在」について第 2 章第 2 節から第 5 節までの先行研究を基にした結果から判断し、有無を明確にする。そして、第 2 章までの検証の結果から炙り出された課題について明確にし、今後その課題に対して教員を含め、教員を取り巻く人々や環境がどのように対処していけば良いかをまとめ、「おわりに」で本論の結論としての見解を述べる。

## 第 1 章 教員の現状について

### 第 1 節 教員をめぐる状況の変化

文部科学省では、「大多数の教員は、教員としての使命感や誇り、教育的愛情等を持って教育活動に当たり、研究と修養に努めてきた。そのような教員の真摯な姿勢は、広く社会から尊敬され、高い評価を得てきた。しかしながら、現在、教員をめぐる状況は大きく変化しており、教員の資質能力が改めて問われている」(文科省 2 教員をめぐる現状) と指摘している。それではこの教員をめぐる大きな状況の変化とはどのようなもので、それに必要な教員の資質能力とは何なのか。同じく文部科学省 (1. 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方) によると教員をめぐる大きな状況の変化は 3 つの観点から成り立つとしている。

1. 近年、我が国の社会は、いわゆる「知識基盤社会」の到来や、グローバル化、情報化、少子化、高齢化、社会全体の高学歴化等を背景に、社会構造の大きな変動期を迎えており、変化のスピードもこれまでになく速くなっている。これからの社会は、政治・経済・文化等のあらゆる分野において、人材の質がその有り様を大きく左右する社会であり、教育の質が一層重要となる。
2. 一方、変化の激しいこれからの社会において、一人一人の子どもたちがそれぞれの可能性を伸ばし、一生を幸福に、かつ有意義に送ることができるようにするためには、一人一人が自らの頭で考え、行動していくことのできる自立した個人として、心豊かに、

たくましく生き抜いていく基礎を培うことが重要となる。そのような力を教育を通じて育成する必要性が一段と高まっている。

3. 社会の大きな変動に伴い、保護者や国民の間に、学校に対して、必要な学力や体力、道徳性等を確実に育成する質の高い教育を求める声が高まっている。これからの学校は、子どもたちの知・徳・体にわたるバランスの取れた成長を目指し、高い資質能力を備えた教員が指導に当たり、保護者や地域住民との適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開する場となる必要がある。また、これからの学校には、保護者や地域住民の意向を十分に反映する信頼される学校となるため、教育を提供する側からの発想だけではなく、教育を受ける側の子どもや保護者の声に応える教育の場となることが求められている。

このように教員をめぐる状況の変化は、これからの激動の社会を生きる子供たちの力「生きる力」の育成や、そのために学校側が地域や保護者・生徒の意見を取り入れ、互いに協力していかなければならないと説明している。

## 第2節 教員に必要な資質能力や要素

先ほどの教員をめぐる大きな状況の変化に対して、必要な教員の資質能力とはどのようなものなのか。文部科学省によると以下の3つの資質能力が求められるとしている。

### 1. いつの時代にも求められる資質能力

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等

### 2. 今後特に求められる資質能力

地球的視野に立って行動するための資質能力（地球、国家、人間等に関する適切な理解、豊かな人間性、国際社会で必要とされる基本的資質能力）、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力（課題探求能力等に関わるもの、人間関係に関わるもの、社会の変化に適応するための知識及び技術）、教員の職務から必然的に求められる資質能力（幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛着、誇り、一体感、教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）

### 3. 得意分野を持つ個性豊かな教員

画一的な教員像を求めることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切であることとしている。

それではこの3つの資質能力を兼ね備えている教員が「資質の良い教員」なのだろうか。文部科学省では、優れた教師の条件として、以下の3つの要素を兼ね備えることが重要であるとしている（平成17年10月の本審議会の答申「新しい時代の義務教育を創造する」）。

#### 1. 教職に対する強い情熱

教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感など

#### 2. 教育の専門家としての確かな力量

子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など

#### 3. 総合的な人間力

豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、教職員全体と同僚として協力していくこと

## 第2章 教員の資質低下

### 第1節 「資質」の定義と検証

第1章第2節のような3つの要素をすべて兼ね備えていることが優れた教員＝資質の良い教員として捉えられるのであれば、3つの要素のうち1つでも兼ね備えていない教員が「資質の低い教員」なのだろうか。ここで疑問なのは、どこの文献にも「資質の低い教員」の定義や条件、客観的な資料などが存在しないということだ。山田（2013）も教員の資質については客観的なデータで議論されることはほとんどなく、実際に教員の資質低下を客観的なデータにより検証することは非常に難しいとしている。

その理由について、同じく山田（2013）は主に2つあげている。1つ目は「『能力』は相対的で多様なものであるためである」としている。個人でも集団でも、能力が高いこと、あるいは低いことを客観的に示すことは極めて困難である。なぜなら社会的な状況によ

って、求められる能力や、能力の相対的な位置づけが異なるためだ。実際には同じ能力であっても基準の変化によって高い、あるいは低いと判断される。例えば、A 高校の生徒 B 君は、今回の 5 教科のテストの合計点が 380 点で学年順位 10 番以内に入っているとしよう。そして C 高校の D 君も今回の 5 教科のテストの合計点が 380 点と全く同じだが、学年順位が 100 番である。この場合、A 高校の生徒 B 君の方が、C 高校 D 君より順位が上のため能力が高いのだろうか。実際にはどちらの生徒の能力もほとんど同じなのだが、その高校の学生数や求めている学力の水準や基準が異なるため、後者の方が、能力が低いと判断されてしまう。そのため客観的に能力の高低を示すことは極めて困難なのである。

教員の資質も上記の例と同様に、低下している、あるいは変化しているかどうかを判断することは非常に難しい。教員全体の資質のみならず個々の教員でも、ある一定の公式基準が定められていなければ資質が高いか低いかを判断することはできない。だからこそ基準を恣意的にすることにより、社会の誰でもがいつでも教員の資質は低下している、あるいは低下したと主張することができる。そのため、過去の教員の事例や理想的教師像を掲げ、現在の教員の資質は低下したと論じることが可能となる。

資質低下の検証を困難にしている 2 つ目の理由は、「教員について語られる場合、とくにそれが批判の場合は教員が集合的に扱われるためである」としている。教員のみならず、特定の職業集団についての問題が指摘される際、似たように集合的に語られるケースが多い。そういった批判では一個人（教員）の事例から導かれた問題が世間的に一般化され、集団全体（教員全体）の問題とされる。昨年発生した教員同士のいじめ問題も同様で、一つの学校の不祥事の事案から教員全体にあたかも問題があるかのように報道されていた。そのいじめをおこなっていた教員、またそれを対応した教員などの問題が世間に一般化され、その事例が資質低下の根拠とされていた。このようなケースが多く、個別の事例が普遍化され、一般的な現象として世間に見誤られてしまう。これが教員の資質低下が恣意的に語られている原因である。例えば「昔の教員は一人の生徒の就職を探して町工場を回っていたが、今の教員はそんなことをしない。だから今の教員の資質は低下している」という語りの方が容易に成

立してしまう。このように過去に基準を置き、社会状況の変化を考慮せず、個別事例を一般化するという矛盾に富んだ議論があたかも正当性を持つように語られることになる。こうしたことは、逆に教員の資質が「低下していない」ことを客観的に検証することも非常に難しいことを示している（山田、2013）。

それではなぜこのように検証できないとわかっている「教員の質の低下」という概念が存在し、世論でも騒がれているのだろうか。やはり教員同士のいじめ問題のように、教員の不祥事が年々増加しているのだろうか。それとも他に原因があるのだろうか。「教員の資質」という抽象的な概念を表す、客観的なデータが存在しないため山田（2013）と同じく傍証によって検討していくことにする。

## 第2節 教員の不祥事

まずは教員の不祥事について確認していく。教員の不祥事は、教員の懲戒・訓告を見れば把握することが可能だ。懲戒・訓告の内容として、交通違反・交通事故、体罰、わいせつ行為、争議行為、公費の不正執行又は手当等の不正受給、国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの、個人情報への不適切な取扱いに係るもの、その他の服務違反に係るものがある。これらを見ると、不祥事ではない内容も含まれているため、今回は山田（2013）と同じように体罰とわいせつ行為に係るものだけ扱うものとする。

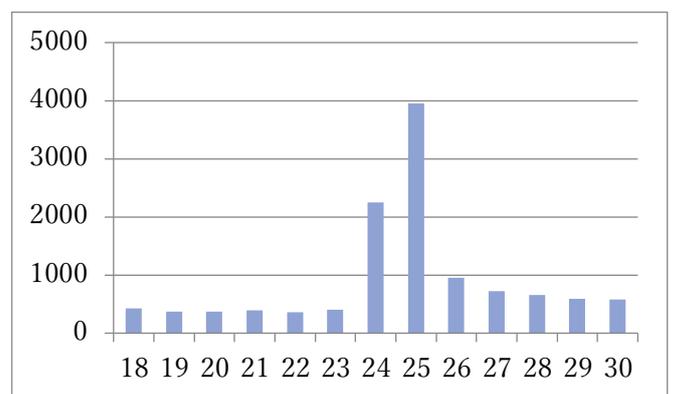


図1 体罰での懲戒数

出所：文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」平成18年から平成30年までのデータから作成した。

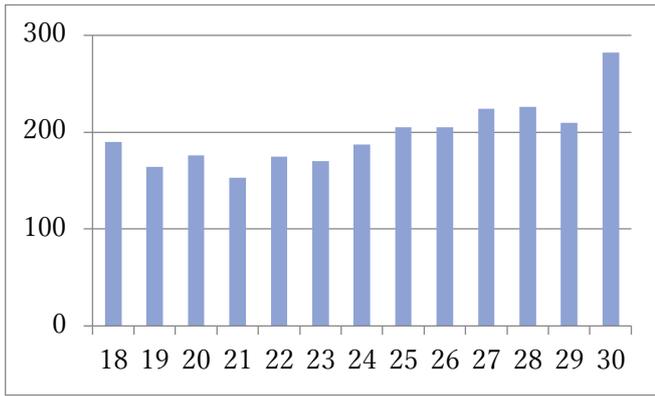


図2 わいせつ行為での懲戒数

出所：文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」平成18年から平成30年までのデータから作成した。

図1から体罰での懲戒数は平成18年から平成23年まで一定数をキープしている（平成18年424人、平成19年371人、平成20年376人、平成22年357人、平成23年404人）。その翌年の平成24年には2253人と大幅に懲戒数が増加し、平成25年には3953人と、この2年間で平成23年度の約10倍増加した。この原因として桜宮高校男子バスケットボール部の体罰事件から体罰に関する調査の実情が見直されたからである（2013 平井）。具体的には、桜宮高校の事件から生徒、そして保護者にもアンケートを行うように変更した点である。このことによりこれまで発見が難しかったような事案も集計され件数増加に繋がった。

もう一つは、これまでの体罰実態調査は、調査対象が公立学校だけだったのに対し、今回から、私立学校込みに拡大させた点である。私立学校の体罰件数や発生割合は公立学校より高く、さらに、体罰を都道府県に報告する義務はなく、処分の状況などを把握していない自治体も多い（2013 平井）。私立学校の体罰が多い理由として、私の部活動経験からの勝手な見解であるが、学校の成果＝運動部活動の成果となり、その成果によって人を呼び込んでいる私立学校が多いため、体罰が公立高校よりも多いのではないだろうか。

さらに図を見ていくと、平成26年952人、平成27年721人、平成28年654人、平成29年585人、平成30年578人と徐々に減少している。これまで平成18年から平成30年度までの体罰での懲戒数から、平成24年、25年で突発的に懲戒者が増え、「資質の低

い教員」がこの2年間で増えたと思う人もいるかもしれない。しかし先ほども記述したように調査方法の変更が行われたため、前年度まで発見されていなかった体罰事案がアンケートによって発見に至るケースが大幅に増えたことと、母体数の増加、さらに私立学校の特性から「教員の資質」以外の要因が大きいのではないかと考える。実際、平成26年から現在までの体罰での懲戒数は徐々に減少していることが確認できるため、平成24年から平成25年で第2章第1節のような現象が起こり、世間から大バッシングを受け、今の教員の世界は良い意味でも悪い意味でもかなり体罰に敏感になっていると読み取ることができる。そして、以前より体罰を発見されやすく、懲戒になる可能性が高い現状にあるため、むしろ平成24年以前より実質的な体罰の件数は減少しているのではないだろうか。

次にわいせつ行為での懲戒数を見ていこうと思う。平成18年から平成30年まで横ばいで特に目立った変化はない。平成25年に懲戒数が初の200人以上になり平成30年には282人を記録するが微々たるものである。もちろんわいせつ行為自体を容認し、問題がないと言っているわけではない。しかし、先ほどまで見てきた、体罰とこのわいせつ行為の2つのデータが、「教員の資質低下」を表す理由と言うならば説得力が欠けていると言えるだろう。

### 第3節 教員採用試験の推移

次に「教員の資質低下」を傍証するものとして、山田（2013）もあげているように、教員採用試験の倍率変化の推移について検討していく。教員採用試験と言えば倍率が高いイメージがあるが、実際はどうなのだろうか。まず、教員の免許は文部科学省に認定された大学に通い、そこで教職課程を履修し、講義を受け、単位認定された者が免許をもらえる。現状ではこのように単位を取得出来てしまえば誰でも教員免許がもらえる仕組みになっている。しかし、教員免許を所持しているだけでは、公立学校で正教員として働くことは出来ない。各自治体で行われる採用試験に合格しなければならない。つまり、大学で免許は取得出来ても、各自治体が実施する教員採用試験に合格しなければ正教員として働くことが出来ないのである。毎年、各自治体が必要に応じて採用数を決定し、受験者もそれを加味してある程度絞られる。このように大学での教員養成と各自治体

が行う教員採用試験によって、日本の教員養成制度の秩序は保たれてきた。

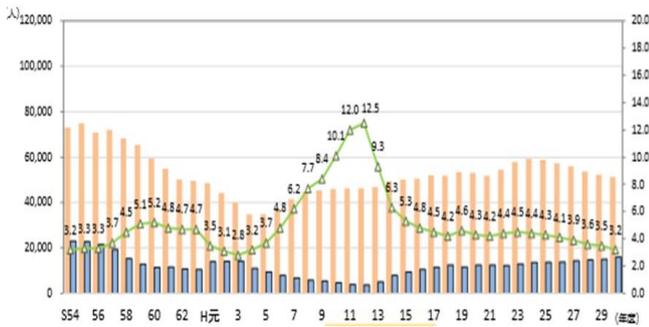


図3 公立小学校「公立学校教員採用選考試験の受験者数・採用者数・採用倍率」

出所：令和元年11月11日 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 教師の資質能力向上に関する参考資料

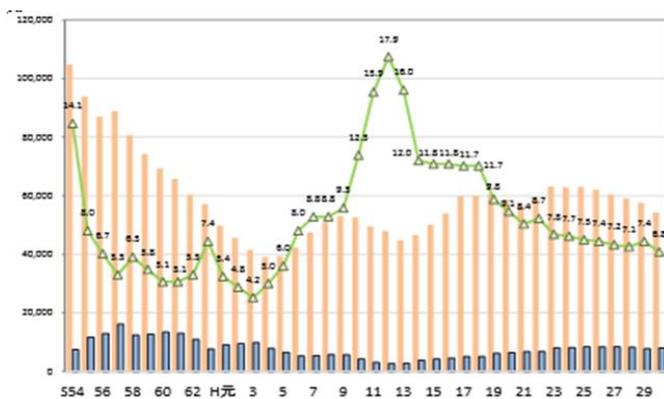


図4 公立中学校「公立学校教員採用選考試験の受験者数・採用者数・採用倍率」

出所：同前

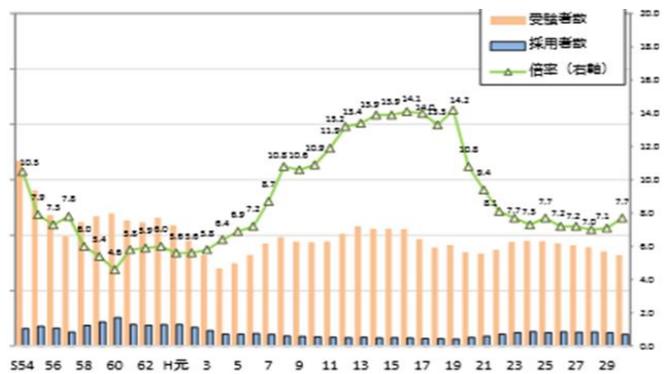


図5 公立高校「公立学校教員採用選考試験の受験者数・採用者数・採用倍率」

出所：同前

図3、図4および図5は、1979（昭和54）年から2019（平成30）年までの公立小学校・中学校・高校の教員採用試験受験者数・採用者数・採用倍率についての推移である。折れ線グラフが倍率、棒グラフの太い線が受験者数、短い線が採用者数を表している。これらの図それぞれからわかるように、教員採用試験の受験者数・採用者数・採用倍率はその年によって大きく異なる。また小学校・中学校・高校教員を比べた際、受験者数・採用者数・採用倍率はそれぞれ大きく異なることがわかる。まずは小学校の教員採用試験倍率推移から見ていく。昭和54年から同57年まで3倍強で、高い競争率だったのは昭和60年の5.2倍と、この時代の人達は比較的小学校教員になりやすいという状況であった。この状況は平成5年まで続くが、この年を境に倍率がどんどん上がり、平成12年には12.5倍と最も高くなる。この時期、教員になるのは非常に難しかったと言える。しかしこの年から段々と倍率は下がっていき、平成30年には3.2倍と落ち着くことになる。小学校教員は平成12年以降、なるのが比較的容易になったと言える。

中学校・高校では昭和54年から平成5年まで、昭和54年中学校14.1倍、高校10.5倍を除き、4.5倍から6.9倍と高い競争率であることがわかる。しかし昭和56年から同60年に倍率が低下している。この低下以外に目立った低下はなく、中学校では小学校と同じで平成5年から徐々に上がり、ピークでは17.9倍となっている。高校もピークは15.9倍と高くなっている。しかし、小学校教員と異なりピークを過ぎた後も倍率が大きく低下した様子は見られない。もちろん8倍、9倍と落ちてはいるものの高い競争率は維持されている。

この倍率の変化は何を表し、何を意味しているのだろうか。私はこの教員採用試験倍率推移から「教員の資質の変化」が読み取れると考える。もちろん、教員採用試験の倍率がそのまま採用された教員の資質・能力を表しているわけでないが、山田（2013）も述べているように、おおよそ高い倍率があれば、資質の高い教員を採用可能であるし、逆に倍率が低ければ資質が低くても採用せざるをえない者が必然的に出てくる。このような理由から、競争倍率の低下は間接的にはあるが、その時期に採用された教員の資質の低下を

示していると考えられる。小学校教員で考えると、図から昭和 54 年から平成 5 年までの教員に資質の低い教員がいる可能性がある。しかし、平成 5 年から倍率が上昇しているため、資質も向上していると考えられる。ところが、平成 12 年のピークを過ぎてから、急激に倍率が低下していることから、この時期の教員は資質が低い教員が多いということになる。

中学校・高校の教員は、昭和 54 年から平成 5 年は安定して倍率が高かったことから資質は維持されていたと言える。しかし、前述したように、昭和 56 年から同 60 年の倍率は低下していることからその時期の教員の資質は低下していると考えられる。そこから平成 12 年のピークを越え、倍率は低下したものの高倍率は維持されているため資質は維持されていると考えられる。

小学校、中学校、高校と教員採用試験倍率推移を確認してきたが、重なって倍率が低下していたのは、昭和 56 年から同 60 年までである。すなわち「教員の資質の低下」が引き起こされているのであれば、その年代に採用された教員ということになる。つまり、現在 50 歳から 60 歳までの教員達だと考えられる。教員採用試験倍率推移が「教員の資質」を表すことができる指標であれば、「教員の資質の低下」はこの期間に採用された教員の問題であると指摘することができる。そのことから「資質が低い」という主張が正しいとしても、過去の採用、あるいは養成に問題があったのであり、それは現在の教員養制度の改革では対応できないことになる（山田、2013 58 頁）。

#### 第 4 節 マスメディア分析

第 2 章第 2 節「教員の不祥事」から「教員の資質の低下」は「不祥事」という面から確認すれば、発生していると主張するには説得力が欠けているものであった。では、なぜ実際に起こってもいないような「教員の資質の低下」についてあたかも引き起こされているかのように認知されているのだろうか。それは、やはりマスメディアによって世間に誤った認識で情報が流されているからだと考える。

小野 (2009) では、このマスメディアの情報について徳岡 (1997、社会病理を考える) の説を引用しながら以下のように述べている。「産業社会では、その種の観念が形成されるもとになる情報は、直

接的なものではなく、マスメディアによって処理された間接的・二次的なものにならざるをえない。したがって、社会問題を定義づけ、形成していく上で、マスメディアの役割はきわめて大きいものになる。」「マスコミは、異常な出来事を選び、型にはまったやり方で提示し、日常性との対比を際立たせる。したがって、人が直接的接触のない領域については、その人がもっている全情報は、きわめて異常なものになってしまう」。

この徳岡の説のように、日本社会の多くの人は、ありもしない「教員の資質低下」や「教員の不祥事」について幻想を抱き、勝手に作りだされたイメージの中で学校や教員に対して不信感を抱いているのである。世論がマスメディアによって変わってくるのであれば、マスメディアの教員に対する記事を分析すれば、いつから「教員の資質の低下」が主張されだしたのかわかる。今回対象とするのは、「朝日新聞」の記事、昭和 59 年から平成 31 年までの「教師 質の低下」というワードが付く記事を分析対象とした（分析するにあたって、有料検索の「聞蔵Ⅱ」を使用した）。

昭和 59 年から平成 30 年は 40 件の記事が出てきたが、そのほとんどが看護の教員やそれ以外の教員や図書館管理の質の低下など関係ないものばかりだった。教員の資質低下について書いていた記事は、平成 2 年 4 月 16 日の記事「教員採用試験、むしろ厳しく（声）」と同 3 年 1 月 7 日の記事「本吉修二・白根開善学校校長 独自教育（直言曲言） 群馬」の 2 記事しかなかった。どちらの記事も「教員の資質の低下」が叫ばれている中で単なる「職業」あるいは「生活手段」として教職を選ぶ者が増えていることに問題があると実際の教員達が語っている。

さらに平成 13 年から同 23 年では 85 件の記事が出てきた。平成 13 年 8 月 8 日の「夏休みにこそ親子の対話を（声）【西部】」でも実際の教員が語る形の記事で、子供の学力低下について教員だけの責任だけでなく親の責任でもあるとしており、この平成 12 年付近までマスメディアは教員を擁護する記事を多く取り上げていることがわかる。このことからこの時の世論は教員を批判したりする傾向でなく擁護したり、同情したりすることが多かったと読み取ることができる。

しかし平成 17 年から教員が実際に語る形式の記事がいきなり少

なくなり、急に教員批判の記事が多くなり始める。同年1月17日「学力向上には教師の質から 若い世代(声)【西部】」では大学生が子供の学力低下はゆとり教育だけでなく教師の質の低下に原因があり、教師の肉体的な資質が落ちてきているとし、肉体的な魅力に溢れた教師が今後必要になってくると述べられている。このように教員以外が教員を批判し資質低下について語っているケースが増えてくる。それ以降も同じような風潮の記事で教員は語られ、現在へと至っている。

これらからわかったことは、昭和59年から平成12年頃までは教員批判の記事はほとんど存在せず、批判しているのも実際の教員が行っているもので、マスメディアもどちらかという教員を擁護する形式の記事が多かったことだ。そのことから世間も教員や学校に対して擁護したり、同情することが多かったことがわかった。しかし平成17年から急に教員批判の記事が増え始める。この年以降「教員の資質低下」が語られるようになり世間にそのようなイメージがついてしまった。さらにこのことから、教員や学校に対する世間のまなざしや監視も厳しいものになっていき、より一層強い教員批判が繰り広げられたと考えることができる。

さらに、私は平成17年から教員批判が増えた原因として、同年に出された規制緩和だと岩田(2018)から考察する。岩田(2018)はこの規制緩和について次のように述べている。「『聖域なき構造改革』を謳う小泉純一郎内閣(2001-2006年)のもと、中央教育審議会は2005年1月28日出した答申『我が国の高等教育の将来像』において、教員分野における大学等の設置又は収容定員増について、『必要に応じて個別に検討を加えていく必要がある』と提言し、その後置かれた協力者会議(教員養成系学部等の入学定員の在り方に関する調査研究協力者会議)の報告に基づき、2005年度から教員養成分野における抑制策は撤廃されるに至った。」としている。そして、「この抑制策撤廃以降、公私立の一般大学で小学校教員養成プログラムを新たに設けるところが急激に増加し、一方で国立の教員養成系大学・学部の教員養成課程の量的縮小が進行したために、プログラム提供者(プロバイダ)の多様化と、教員養成系大学・学部(≒旧師範学校)のシェアの低下を招いている。」と述べている。この抑制策撤廃から、公私立の一般大学に小学校教員養成プログラ

ムを設置する基準が緩和され、その設置数が増加したのだ。岩田(2018)によると、この基準は、「課程認定委員会による『教育又は研究上の業績及び実績の考え方』(2011年)において、『教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実務発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である』とされている点から考えれば、必ずしもアカデミックな業績を持たなくても、当該分野に関する研修の実務などの実績が確認できれば、担当教員として適格だということになる。」としている。さらに、「2016年度の課程認定基準において、小学校教諭の教職課程を有する場合の『教職に関する科目』の必要専任教員は、『教職の意義等に関する科目』『教育の基礎理論に関する科目』において1人以上、『教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法を除く。)]』『生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目』において1人以上、『教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法に限る。)]』において1人以上の計3人以上とされている(入学定員50人までの場合)。それぞれに、教職の専門性研究や、カリキュラム研究や、教科教育研究といった諸分野のディシプリンを身につけた研究者を配置せずとも、教員研修の実務において『教員の服務』や『学習指導要領の解説』や特定教科の授業作りに関する指導行政などを担った経験のある者(指導主事等)で、その研修の資料等があれば課程認定行政上は適格である。最低必要な専任教員3名すべてにこうした実務経験を有する(教育学研究のディシプリンを必ずしも持たない)人材を当てても、課程認定行政上何の問題もないのである。」と述べている。このように一般大学における小学校教員養成プログラム基準の緩和から、教員批判が平成17年から始まり「教員の資質低下」が語られるようになったと考察する。

## 第5節 教員の市場化

第2章第4節「マスメディア分析」から、現在の日本の教育界は、学校を取り巻く保護者・地域さらには世間の監視のまなざしが以前より厳しくなっていることがわかった。

なぜ必要以上にマスメディアは教員の不祥事をあたかも教育界

全体が起こしたかのように取り上げるのか。それは時代の変化だと考えられる。現在の日本は「新自由主義」「市場主義化」の真つただ中にある。加野（2010）は「教育界もこの「新自由主義」「市場主義化」の影響を受け、教育の私事化やサービス化を求める国民の要求に応えるという形を取るようになった」と述べ「新自由主義＝市場化は『生産者』よりも『消費者』の利益を最大化することに1つの特色がある」としている。学校教育界に関連付けて言えば、以前は学校全体や教員自らの手によって様々な事象が一方向的に進められていたが、現在は「消費者」である保護者・児童生徒が求めている声、つまり、サービスを敏感に感じ取り、それを尊重するようになっている。そのため、教育界はサービス化が進み、教員は保護者や児童生徒のサービス従業員となっている。以前よりも教員に対して、意見の言いやすい体制が整ったのだ。一見して、意見が言いやすいことは良いことだけのように思うが、逆に言えば批判をしやすくなったともとれる。

さらに、サービス化が原因で、教職の職業としての価値や魅力を低下させ、教員を疲弊させる要因にもなっている。加野（2010）は『子どもが第一』『すべては子どものために』というスローガンは美しいが、市場原理のもとで、教師のデマンドサイドへの隷属化が進んでいくことは、長期的にみて学校教育の質の低下を招くものである」としている。つまり教職という職業のサービス化と、教師のデマンドサイドへの奴隷化が進行することで長期的に見て、「教員の資質低下」を招く可能性があるということだ。

加野（2010）はさらに、「現代の社会では、現状にとどまっていることは『悪』であり、常に何か新しいことに取り組むことが『善』である」とし、「こうして、新しいことに取り組んで世間にアピールするという思考様式が、学校関係者に広く浸透してきたが、それは教師の多忙化を加速させる」としている。山本（2007）は「絶えざる改革が自己目的化し、新しいシステムが要求する新しい仕事が、従来からある仕事に付加されることで、教員の仕事を多様化し多忙化させる」としている。例えば、小学校段階での英語導入やプログラミングの導入など、一見新しく素晴らしいように感じるが、これは教員の多忙化を加速化させている。

### 第3章 今後の課題

以上、本稿では、「教員の資質低下の实在」の有無を、教員を取り巻く環境・人々にスポットを当てて検証し、「教員の資質低下」は实在しないという結果になった。しかし、表面的には世間に「教員の資質低下は实在している」と認識されていることもわかった。そして、結果がわかった上で、今後の課題とその対処方法について考えていきたい。

まず取り上げる課題は、そもそも資質の低下を語る上で、資質の定義がないということだ。文部科学省の教員養成政策は「一部の教員の資質が低下している」という前提で施行されている。しかしながら、教員の資質を示す基準がないのに、どのようにして一部の教員の資質が低下していると判断しているのだろうか。まずはこの「資質の低下」を示したいのであれば、それなりの教員の資質能力を判断する基準を定めるべきだと考える。

2つ目の課題は、社会が急速に転換していく中で、学校に教員以外の保護者・地域の声を優先的に聞き入れる必要性が出てきたり、その中で学校や教員を監視するまなざしが厳しくなっていることだ。学校と地域、保護者が連携し、子供達により良い教育を受けさせることは極めて重要である。しかし、介入できるからといって、学校や教員が地域や保護者に必要以上に監視され、身動きがとりにくい状況になれば、より良い教育を受けさせることはできなくなる。学校や教員と連携する地域や保護者は、学校や教員に対して涵養な目を持ち、支えてあげるといった気持ちを念頭において連携する必要性があると考える。

3つ目の課題は、社会の変化から、教員の求められる資質・能力が変化し、求められるボーダーラインが上昇したため、新たにやらなくてはならないことが増えたことだ。新たにやらなくてはならないことを例にあげるのであれば、小学校での英語の導入やプログラミングの導入などである。導入することは今後、子供たちの生きる力を育むため非常に重要になるが、導入するにあたり、教員に対する勉強時間や研修時間が少ない。教員は、日々の限られた忙しい生活の中で授業を始め、生徒にすべての時間を注いでいると言っても過言ではない。まず、新しいことを導入するにあたり、現場教員の

実際の声をくみ取り、政府と教員の連携を強め、未来ある子供たちにより良い教育が受けさせられるようにしていくべきだと考える。

4つ目の課題は、教員という職業に魅力を持たせることだ。教員採用試験倍率推移から、平成12年以降に小学校、中学校、高校教員の倍率が低下していることがわかった。これは、採用数が増加したため合格することが比較的容易になったためである。しかし、受験者数を確認すると、すべての区分において減少している。山田(2013)は近年の制度改革や社会状況は教員志望者をむしろ増加させるものだとし、その矛盾から魅力の低下を述べながら増加した理由をあげている。1つ目は「大学での教員養成の規制緩和である」としている。これまで中学校、高校は開放性をとり、小学校では定員が調整され、国立大学教育学部が主体であった。しかし、2000年代から、小学校教員養成課程の認可が緩和されることで、設置自体が容易になった。これを受け、多くの私立大学で「子供学部」などという名称で小学校教員養成課程が設置されることになる。山田(2013)によると、実際に平成12年3月の大学卒業者で小学校の教員免許を取得した者は15842名、うち私立大卒業者では4077名であったが、平成23年3月卒業者では全体で19106名、私大卒では9199名と大幅に増加している。したがって、こうした学部・学科の卒業生も教員採用試験を受験すれば、受験者数は大きく増加するはずである。それにもかかわらず減少しているということは、むしろ相対的に教員志望者は減少していると考えられる。この大きな要因としてあげられているのが今回4つ目の課題として取り上げた、教員という職業の魅力低下である。魅力低下の理由として、教員の働く環境の悪化だと考える。例えば、教員の多忙化による、精神疾患の増加や長時間労働などがあげられる。具体的には、前述した教員の市場化から新たにやらなくてはならないことが増え、仕事の多忙化が進んでいることなどだ。結局は教員や教育現場を良くしようと施行している政策が現在の教員達の首を絞めているのだ。やはり、求められるのは教員と政府がまずは話し合い、連携を強めていくことが重要なのではないだろうか。

おわりに

これまで教員の資質低下について文献調査を中心に論じてきた。繰り返しになるが4つの課題を克服するためには、学校という現場にとどまらず社会と連携することが必要になってくる。そこから追記になるが、まずは教員自身が「自己教育力」を身につける必要があると考えられる。自己教育力は学習の仕方を習得すること、すなわち、福島(2016)が述べているように「学び方を学ぶ」ということである。やはり、「教員の資質低下」は実在しないという結果になっても、世間には「教員の資質低下」は実在していると認識されているため、教員自身が「自己教育力」を身につけ、地域や保護者などと連携することが大切になってくる。しかし、私は、この自己教育力は、学校教育や教員だけでなく、日本社会に生きている国民一人一人が身につけておくべきものであると考える。そうすれば、国民一人一人が生涯の中で、自ら学び、社会や地域の課題に対して主体的に考え、他者と協働しながらその課題を解決することができるのではないだろうか。

私自身この春から教員として社会に出る。そのうえで今回の研究は自分自身にとっても少なからず教訓となるものであった。「教員の資質低下」は実在しないという結果になったものの、今後、4つあげた課題やそれ以外の課題が解決されなければ、本当に「教員の資質低下」が起こってしまい、日本自体が大変なことになってしまうかもしれない。日本社会は急速に変化し、教員が社会から求められることも増えてきているが、まずは共通して言えることは、大前提として、教員自らが「自己教育力」を身につける必要がある。それが出来て初めて、これからの社会を生きていく生徒にも「自己教育力」を身につけさせることができ、日本の明るい未来が開けてくるのではないだろうか。

## 参考文献

- ・山田浩之(2013)『「教員の資質低下」という幻想』『教育学研究』第80巻第4号、日本教育学会
- ・文部科学省 1 教員をめぐる現状  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/attach/1404875.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/attach/1404875.htm)
- ・文部科学省 2 教員をめぐる現状

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337000.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337000.htm)

・文部科学省 (1. 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1336999.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1336999.htm)

・平井 祐太 (2013) 体罰実態調査の在り方を考える —桜宮高校体罰事案から学ぶもの— 『文教科学委員会調査室』立法と調査

・福島舞子(2015)「日本の教員養成システムにおける史的考察 —社会科教員に求められる資質とは—」高知工科大学マネジメント学部卒業生

・文部科学省 教師の資質能力向上に関する参考資料

令和元年 11 月 11 日 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
「公立学校教員採用選考試験の受験者数・採用者数・採用倍率」

[https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2019/03/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/19/sankousiryoy5.pdf](https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2019/03/_icsFiles/afieldfile/2019/03/19/sankousiryoy5.pdf)

・文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinji/1314343.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1314343.htm)

・加野 芳正 (2010) 「新自由主義＝市場化の進行と教職の変容」  
『教育社会学研究』第 86 集

・山本 裕子 (2007) 「新しいタイプの高校における教員の仕事と多忙化 —学校組織運営上の課題に関する事例研究—」『教育社会学研究』第 81 集

・大西 斎 (2008) 「指導が不適切な教員と分限・懲戒処分に関連しての法的考察」『憲法論叢』15 号

・小野 洋介 (2009) 「教員に対する世論の変化—マスメディア報道の量的・質的分析を通して—」『教育学雑誌』46 卷

・徳岡秀雄 (1997) 「社会病理を考える」世界思想社 p69-70

・聞蔵Ⅱビジュアル 朝日新聞記事データベース

<http://database.asahi.com/library2/main/top.php>

・梶田叡一 (1985) 「自己教育への教育」明治図書 教育新書 4

・朝日新聞(1990年4月16日付)「教員採用試験、むしろ厳しく(声)」

・朝日新聞(1991年1月7日付)「本吉修二・白根開善学校校長 独自教育(直言曲言) 群馬」

・朝日新聞(2001年8月8日付)「夏休みにこそ親子の対話を(声) 【西部】」

・朝日新聞(2005年1月17日)「学力向上には教師の質から 若い世代(声) 【西部】」

・岩田 康之 (2018) 「開放制」原則下の規制緩和と教員養成の構造変容 (1) —2005 年抑制策撤廃後の小学校教員養成の動向と課題— 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター